



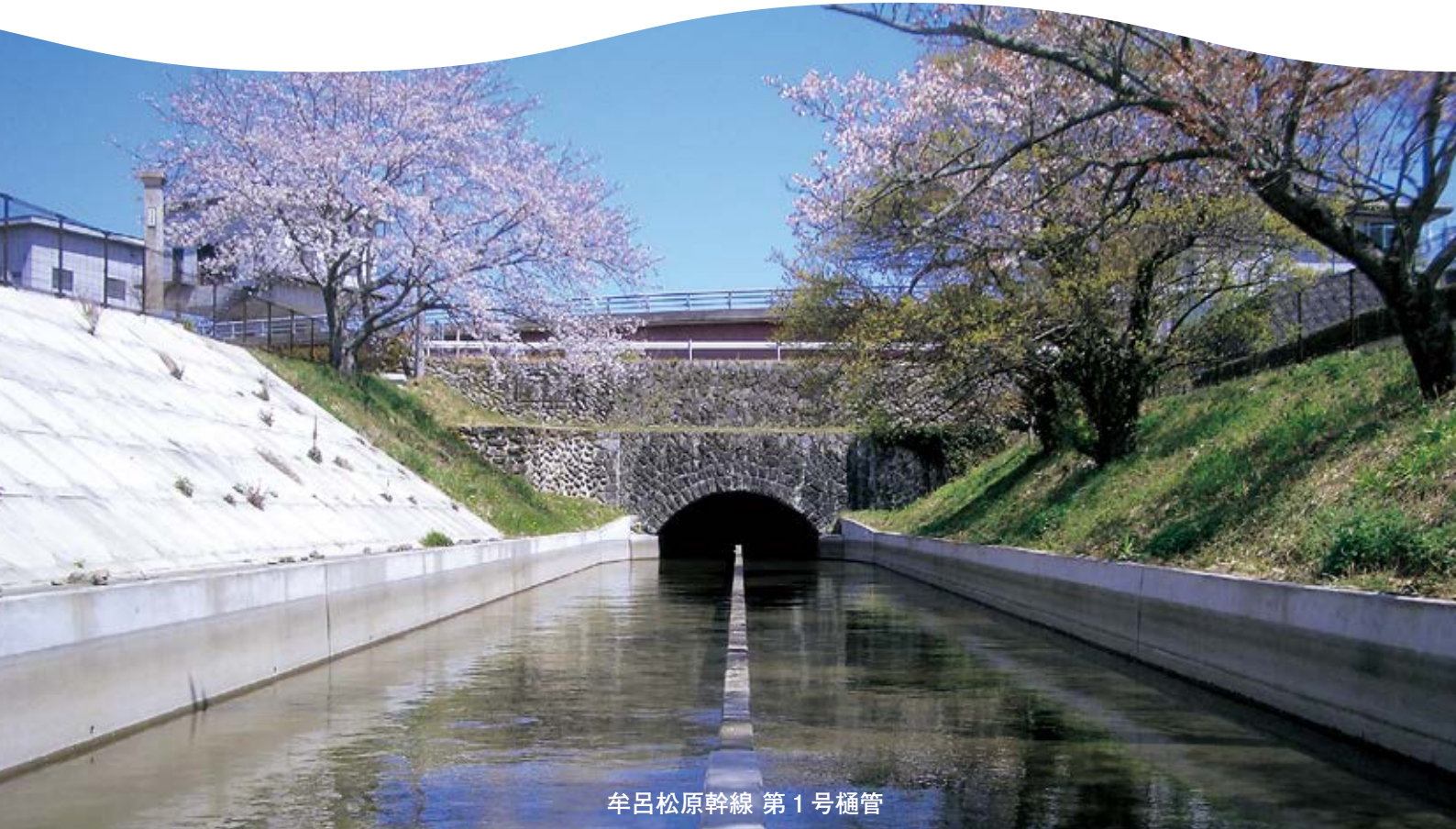
# 牟呂用水

NO.16  
2023.5

M u r o y o u s u i N e w s

## CONTENTS

- ・理事長あいさつ
- ・牟呂用水の改築工事について
- ・牟呂用水の改築工事（豊川用水二期事業）の償還について
- ・第72回通常総代会について
- ・令和3年度 収支決算について
- ・令和5年度 収支予算について
- ・令和5年度 賦課金・決済金について



牟呂松原幹線 第1号樋管



浪の上排水樋門(転倒堰)



朝倉川排水樋門

### 令和5年4月1日現在の受益面積・組合員数

区分	市名	豊橋市	豊川市	新城市	合計
受益面積(ha)		815.6	129.3	24.4	969.3
組合員数(人)		1,740	413	55	2,208

向暑の候、組合員の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素から当土地改良区の運営に関してご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

3年続きのコロナ禍も本年1月中旬を境に感染者数が減少傾向に転じ、現在は下げ止まりの状態から一部地域では増加傾向(令和5年5月現在)にあります。今後は免疫力の減衰や変異株への置き換わりに注意が必要といえます。そうした中、去る3月30日には第72回通常総代会を制限のない通常開催で執り行いました。42名中(欠員3名)25名の出席、書面議決17名による慎重な審議の結果、すべての議案について承認をいただきました。ありがとうございました。

さて、豊川用水二期事業牟呂幹線水路改築工事も8年目を迎え、豊橋牛川西部土地区画整理事業地区内の水路移設区間約900mを残すのみとなりました。幹線水路の移設工事は昨年度末には完了しており、4月11日の通水開始時には新設水路を勢いよく流れ始めたところであり、そして落水後の9月以降に小断面水路の布設工事を実施して、年度末には全長9.4kmの小断面水路が完成となります。

事業完了後には地元負担金の償還となり、制度上では豊川用水二期事業全体工事が完了する令和12年度まで待って行われるところですが、その間にも借入利息を伴うことから地元負担金の負担率軽減と合わせて早期償還を可能とする制度改正の要望等を関係機関に繰り返し行ってきたことで、負担率は想定以上に軽減され、要領も4月1日に改正され申出による早期支払制度が可能となりました。この改正により支払開始が8年前倒しとなり、一括償還することで借入利息等を含めるとかなりの負担軽減が実現します。役職員ともども安堵の気持ちで一杯です。

転じて、近年の耕作放棄地の増加や農業後継者不足、電気料や肥料の高騰など農業の持続には逆風材料が増えております。国や地方公共団体も食糧安全保障の観点から農村部の諸課題には様々な支援を講じてきています。我々土地改良区も持続可能な農業を実現するために多面的機能支払交付金の活用、県営土地改良事業による施設の更新などあらゆる努力を行ってまいります。我々土地改良区にとっては、組合員の皆様が安全・安心で良質な水を使って安定的に耕作を行い、収入の安定・増加に繋がることが最も重要な責務と考えております。本年度も役職員一同、精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 牟呂用水の改築工事について

平成28年度から令和5年度の8年間で、牟呂用水幹線水路約10kmの改修工事を順次進めてまいります。

この工事は、愛知県が独立行政法人水資源機構より委託を受け工事を行うものでありますが令和4年度は工事延長約1.6km(付帯工(法面コンクリート張り・転落防止柵設置)1,598.6m)の工事を実施しました。

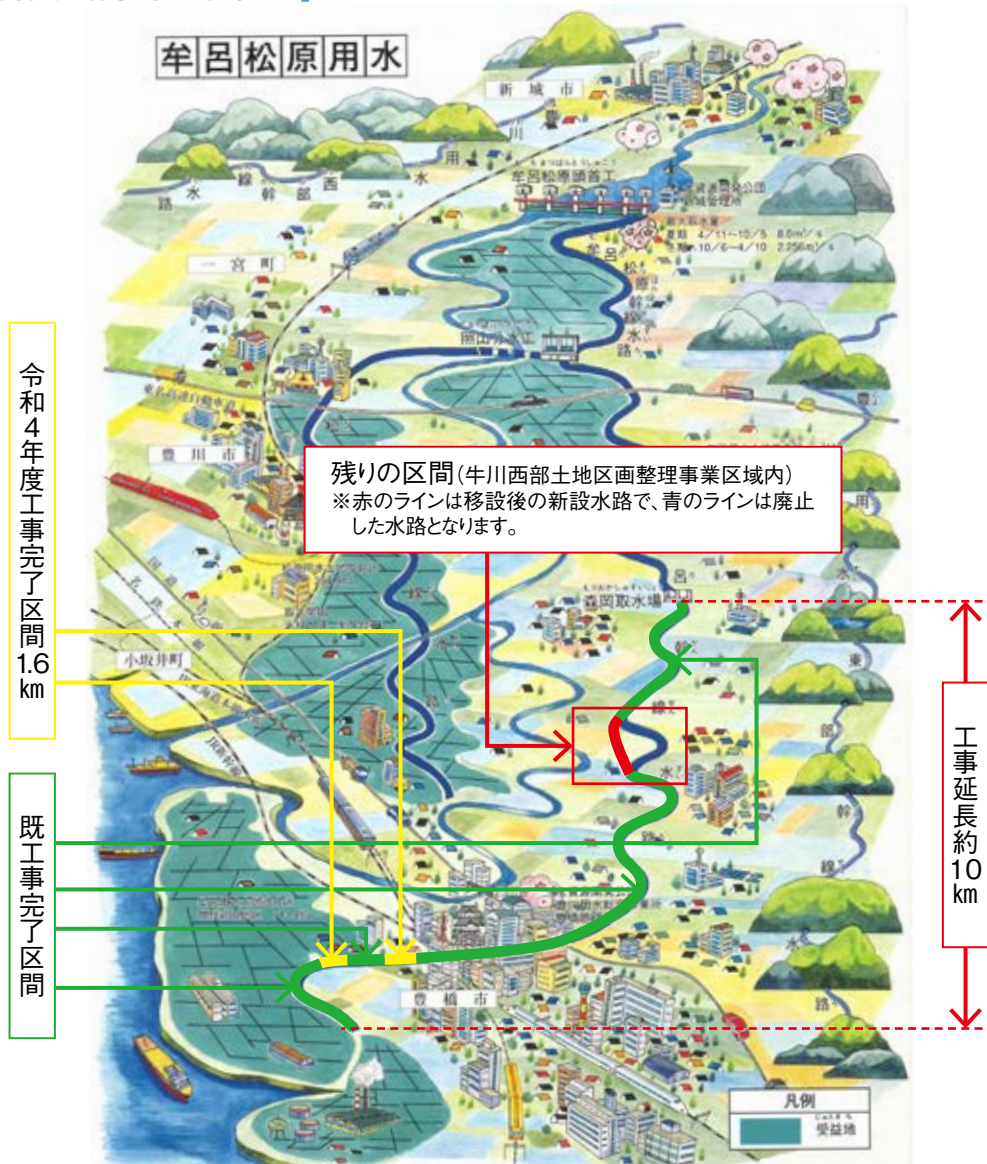
### 【牟呂用水幹線水路事業の目的】

<b>1</b> 夏水通水における 各分土工への 配水量の安定化対応	<b>2</b> 営農形態の 多様化対応	<b>3</b> 耐震性を満足していない 施設対応
幹線水路からの分水量が安定しない障害が発生しており、特に、牟呂用水最末端の二回地区では配水に苦慮しています。	秋冬期用水は、小流量となり現況の水路断面が大きく周辺からの流入の影響を受けやすい開水路であるため、適切な通水が難しい状況となっています。	東海・東南海地震等に対する耐震性照査の結果、石積擁壁及びブロック積擁壁型式の水路区間において必要な耐震性を満足していない事が判明しました。

### 【牟呂用水幹線水路事業の期間】

事業計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
組合員説明会 同意徴集 事業認可期間										
工事期間										
工事費精算期間										

【牟呂用水幹線水路事業の位置図】



【工事の状況写真】



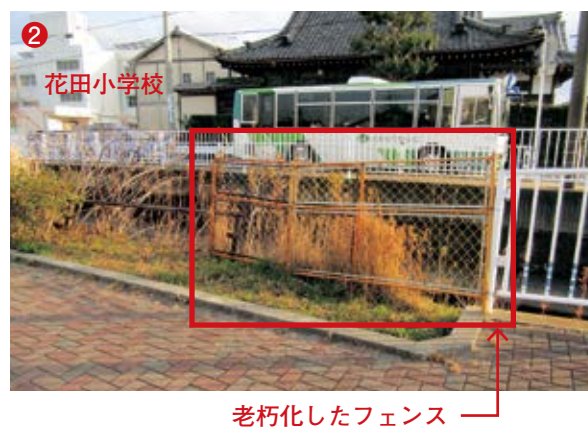
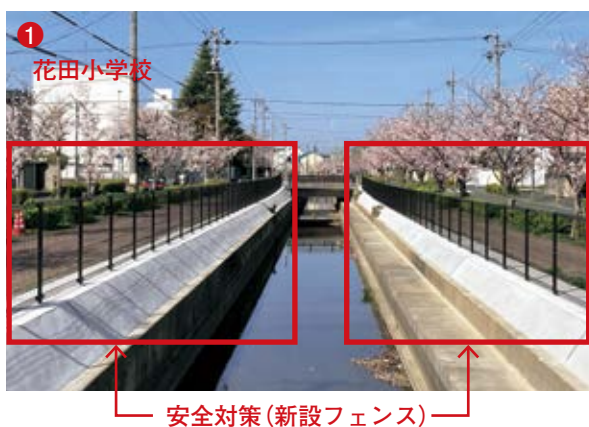
牟呂発電所跡

所在地◎豊橋市牟呂大西町地内

毎年、役職員直営で行う草刈り作業負担の軽減及び発電所跡の景観維持のため、法面にコンクリート張りを行いました。

牟呂発電所  
マメ知識

今は機能していませんが、126年前に設置され水力発電用の水門として機能していた『牟呂発電所の水門遺構』です。この赤レンガの堰から流れ落ちる水の力により下流側左岸の発電機を回すことで、30kw交流、16燭光の電灯600灯の出力がありました。



### 安全対策工事

周辺には小学校(写真①)があり、牟呂用水沿いの歩道は児童の通学路となっております。老朽化したフェンス(写真②)が目立つようになり、安全対策工事として水路周りの植栽帯を撤去し、転落防止柵設置及び法面にコンクリート張りを行いました。また、豊橋西口の牟呂用水左岸の青空駐輪場(屋外駐輪場・写真③～⑤)付近でも同様の工事を行いました。工事の際には、駐輪場利用者の協力を得ながら作業員による自転車移動後に工事に取りかかりました。

## ■ 牟呂用水の改築工事(豊川用水二期事業)の償還について

前ページの記事において説明いたしました工事は、平成27年度に国から事業認可を受け平成28年度～令和5年度の期間で工事が進められております。

最終年度である令和5年度は、平成21年度～令和4年度に豊橋牛川西部土地区画整理事業において新たに築造された約900m区間に秋冬期用水を末端地域に届けるための小断面水路(ボックス水路)の設置及び水路法面のコンクリート張り工事を行い事業を終えることとなります。

このため、令和5年度工事完了後の翌年度(令和6年度)の償還に向け令和4年度は水資源機構、愛知県、関係5市(豊橋、豊川、新城、田原、蒲郡)及び関係土地改良区(神野新田、豊橋西部)との協議、牟呂用水土地改良区の理事会並びに総代会審議の結果、令和6年度の償還を行うことを決定いたしました。

今後は、令和5年度工事の確実な進捗と主務大臣、水資源機構及び愛知県を中心に償還に向けた調整を行います。

なお、事業償還金については組合員の皆様からの直接徴収は行わず、牟呂用水土地改良区の計画積立金を取崩し充当します。

### 【豊川用水二期事業(第2回計画変更)の概要】

項目	内容	備考
総事業費 (全体)	706億円(豊川用水幹線水路、併設水路、田原市の小塩津池、牟呂幹線水路工事費総額)	
事業期間 (全体)	平成27年度～令和12年度	
事業費 (牟呂用水)	30億円(夏期通水安定化、営農形態多様化(秋冬期通水対応)、大規模地震対策工事費総額)	総事業費706億円の内30億円
事業期間 (牟呂用水)	平成27年度～令和5年度	令和4年度までの進捗率約93%

## ■ 第72回通常総代会について

令和5年3月30日(木)総代会が開催され、次の22議案が原案通り可決承認されました。

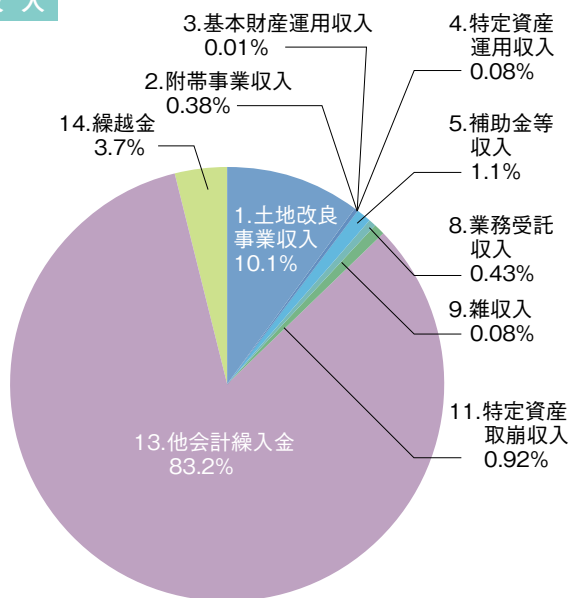
第1号議案	豊川用水二期事業牟呂幹線水路(水路改築)に係わる費用負担の早期償還について
第2号議案	出生時育児休業に関する就業規則の新設について
第3号議案	令和3年度 事業報告の承認について
第4号議案	令和3年度 一般会計収支決算及び貸借対照表の承認について
第5号議案	令和3年度 旧三村用水関係特別会計収支決算及び貸借対照表の承認について
第6号議案	令和3年度 農地転用決済金特別会計収支決算の承認について
第7号議案	令和3年度 基本財産特別会計収支決算の承認について
第8号議案	令和3年度 退職給与特別会計収支決算の承認について
第9号議案	令和3年度 財政調整積立特別会計収支決算の承認について
第10号議案	令和3年度 財産目録の承認について
第11号議案	令和4年度 一般会計収支補正予算専決処分の承認について
第12号議案	令和4年度 旧三村用水関係特別会計収支補正予算専決処分の承認について
第13号議案	過年度未収賦課金の不納欠損処分の承認について
第14号議案	令和5年度 事業計画について
第15号議案	令和5年度 賦課金の賦課、徴収方法及び徴収期日の議決について
第16号議案	令和5年度 決済金の議決について
第17号議案	令和5年度 新規加入金の議決について
第18号議案	令和5年度 不動産処分特別積立金の取組崩しについて
第19号議案	令和5年度 一般会計収支予算(案)の議決について
第20号議案	令和5年度 旧三村用水関係特別会計収支予算(案)の議決について
第21号議案	令和5年度 公金預入先金融機関の承認について
第22号議案	指示訂正事項の議決について

# 令和3年度収支決算について

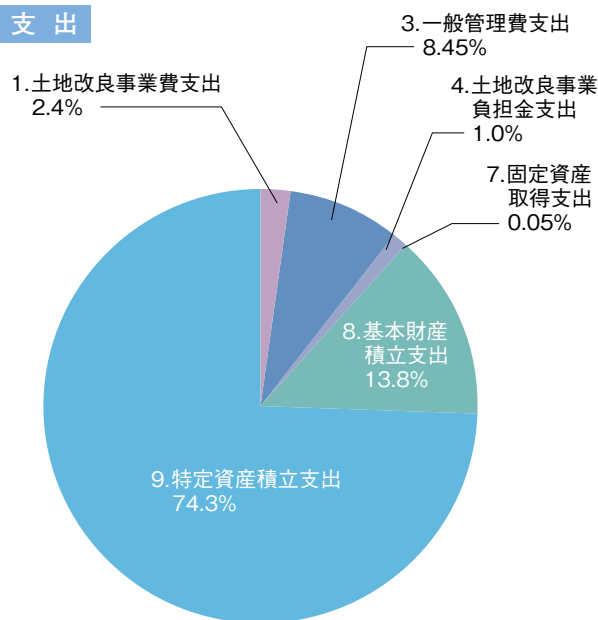
## 一般会計

収入額 360,598,302円也  
 支出額 349,853,617円也  
 差 引 10,744,685円也 (翌年度への繰越額)

### 収入



### 支出

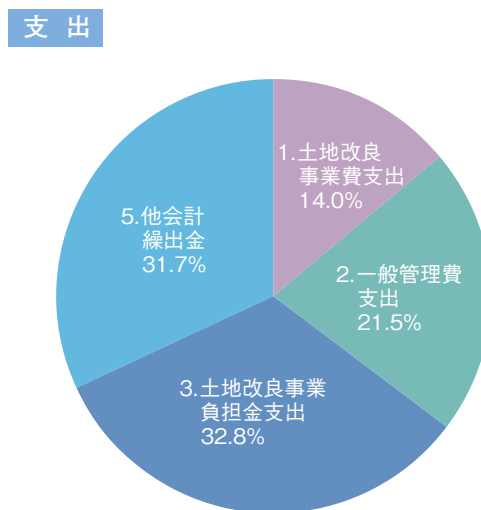
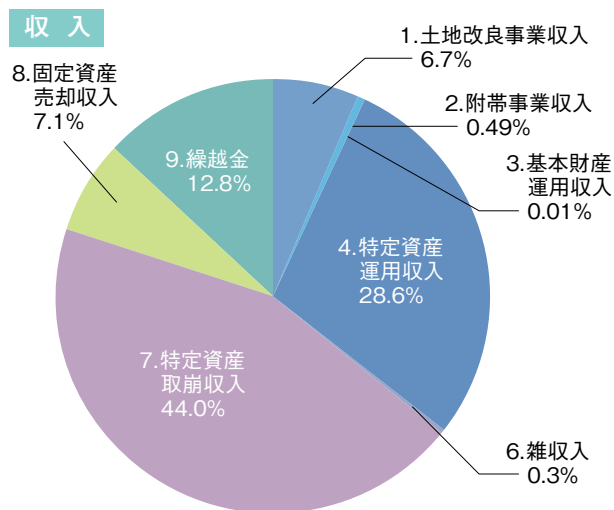


収入		支出	
名 称	決算額	名 称	決算額
1. 土地改良事業収入	36,304,202	1. 土地改良事業費支出	8,280,120
2. 附帯事業収入	1,388,770	2. 附帯事業費支出	0
3. 基本財産運用収入	923	3. 一般管理費支出	29,546,225
4. 特定資産運用収入	276,833	4. 土地改良事業負担金支出	3,531,080
5. 補助金等収入	3,953,400	5. 借入金返済支出	0
6. 交付金収入	0	6. 支払利息	0
7. 寄付金収入	0	7. 固定資産取得支出	161,150
8. 業務受託収入	1,540,000	8. 基本財産積立支出	48,260,000
9. 雑収入	260,371	9. 特定資産積立支出	260,075,042
10. 基本財産取崩収入	0	10. 雑支出	0
11. 特定資産取崩収入	3,340,000	11. 繰越金	0
12. 固定資産売却収入	0	12. 予備費	0
13. 他会計繰入金	300,045,786		
14. 繰越金	13,488,017		
<b>収入合計</b>	<b>360,598,302</b>	<b>支出合計</b>	<b>349,853,617</b>

※令和3年度は、会計統合(特別会計(農地転用決済金特別会計・基本財産特別会計・退職給与特別会計・財政調整積立金特別会計))を一般会計と統合)したため収支決算額が大きくなっております。

## 旧三村用水関係特別会計

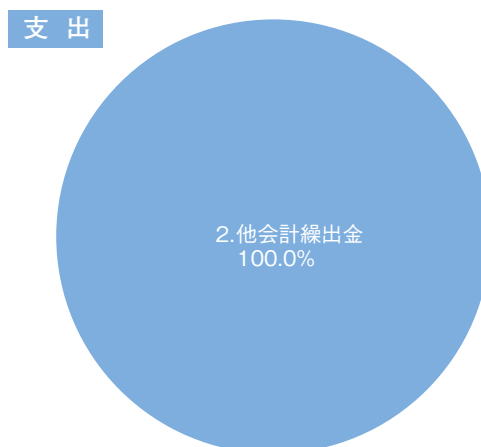
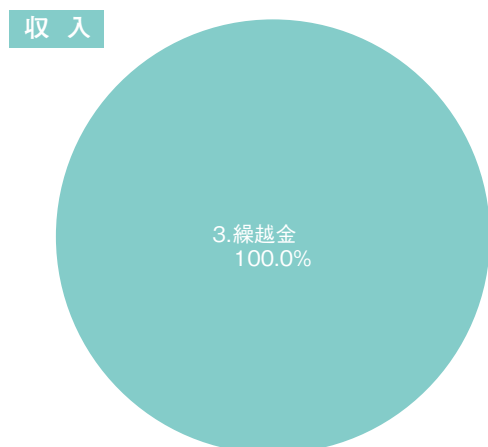
収入額 14,978,143円也  
 支出額 11,038,164円也  
 差引 3,939,979円也 (翌年度への繰越額)



収入		支出	
名称	決算額	名称	決算額
1. 土地改良事業収入	997,670	1. 土地改良事業費支出	1,541,921
2. 附帯事業収入	69,000	2. 一般管理費支出	2,371,331
3. 基本財産運用収入	31	3. 土地改良事業負担金支出	3,624,912
4. 特定資産運用収入	4,284,219	4. 特定資産積立支出	0
5. 補助金等収入	0	5. 他会計繰出金	3,500,000
6. 雑収入	45,000	6. 予備費	0
7. 特定資産取崩収入	6,600,000		
8. 固定資産売却収入	1,060,500		
9. 繰越金	1,921,723		
<b>収入合計</b>	<b>14,978,143</b>	<b>支出合計</b>	<b>11,038,164</b>

## 農地転用決済金特別会計 (会計統合)

収入額 217,491,736円也  
 支出額 217,491,736円也  
 差引 0円也 (翌年度への繰越額)



収入		支出	
名称	決算額	名称	決算額
1. 土地改良事業収入	0	1. 特定資産積立支出	0
2. 特定資産運用収入	0	2. 他会計繰出金	217,491,736
3. 繰越金	217,491,736		
<b>収入合計</b>	<b>217,491,736</b>	<b>支出合計</b>	<b>217,491,736</b>

基本財産特別会計  
(会計統合)

収入額 48,160,000円也  
 支出額 48,160,000円也  
 差引 0円也 (翌年度への繰越額)

収入



支出



収入		支出	
名称	決算額	名称	決算額
1. 他会計繰入金	0	1. 基本財産積立支出	0
2. 繰越金	48,160,000	2. 他会計繰出金	48,160,000
<b>収入合計</b>	<b>48,160,000</b>	<b>支出合計</b>	<b>48,160,000</b>

退職給与特別会計  
(会計統合)

収入額 12,294,050円也  
 支出額 12,294,050円也  
 差引 0円也 (翌年度への繰越額)

収入



支出



収入		支出	
名称	決算額	名称	決算額
1. 他会計繰入金	0	1. 特定資産積立支出	0
2. 繰越金	12,294,050	2. 他会計繰出金	12,294,050
<b>収入合計</b>	<b>12,294,050</b>	<b>支出合計</b>	<b>12,294,050</b>

財政調整積立金特別会計  
(会計統合)

収入額 18,600,000円也  
 支出額 18,600,000円也  
 差引 0円也 (翌年度への繰越額)

収入



支出



収入		支出	
名称	決算額	名称	決算額
1. 他会計繰入金	0	1. 特定資産積立支出	0
2. 繰越金	18,600,000	2. 他会計繰出金	18,600,000
<b>収入合計</b>	<b>18,600,000</b>	<b>支出合計</b>	<b>18,600,000</b>



## 令和5年度収支予算について

### 一般会計(収入額・支出額同額)

収入		支出	
名称	予算額	名称	予算額
1. 土地改良事業収入	36,370,000	1. 土地改良事業費支出	34,314,000
2. 附帯事業収入	1,536,000	2. 附帯事業費支出	1,000
3. 基本財産運用収入	3,000	3. 一般管理費支出	39,208,000
4. 特定資産運用収入	203,000	4. 土地改良事業負担金支出	10,495,000
5. 補助金等収入	23,160,000	5. 借入金返済支出	2,000
6. 交付金収入	1,000	6. 支払利息	2,000
7. 寄付金収入	1,000	7. 固定資産取得支出	2,403,000
8. 業務受託料収入	1,501,000	8. 基本財産積立支出	101,000
9. 雑収入	63,000	9. 特定資産積立支出	1,805,000
10. 借入金収入	1,000	10. 雑支出	1,000
11. 基本財産取崩収入	1,000	11. 繰越金	1,000
12. 特定資産取崩収入	15,001,000	12. 予備費	1,012,000
13. 固定資産売却収入	4,000		
14. 他会計繰入金	2,500,000		
15. 繰越金	9,000,000		
<b>収入合計</b>	<b>89,345,000</b>	<b>支出合計</b>	<b>89,345,000</b>

### 旧三村用水関係特別会計(収入額・支出額同額)

収入		支出	
名称	予算額	名称	予算額
1. 土地改良事業収入	1,057,000	1. 土地改良事業費支出	7,600,000
2. 附帯事業収入	90,000	2. 一般管理費支出	1,875,000
3. 基本財産運用収入	2,000	3. 土地改良事業負担金	8,751,000
4. 特定資産運用収入	3,991,500	4. 特定資産積立支出	1,000
5. 補助金等収入	5,000,000	5. 他会計繰出金	2,500,000
6. 雑収入	1,000	6. 繰越金	200,000
7. 特定資産取崩収入	7,000,000	7. 予備費	215,500
8. 固定資産売却収入	1,000		
9. 繰越金	4,000,000		
<b>収入合計</b>	<b>21,142,500</b>	<b>支出合計</b>	<b>21,142,500</b>

## 令和5年度 賦課金・決済金について

令和5年度賦課金・地区除外決済金は通常総代会で下記のとおり決定しました。  
(農地を他の地目に転用する場合は、当土地改良区に届出とともに地区除外決済金が必要となります。)

### 経常賦課金

管理区分	賦課地区	1,000㎡当たり
幹線水路分	上流部 新城市八名井 豊川市江島町/金沢町/松原町/三上町 豊橋市賀茂町/石巻小野田町	3,000円
	下流部 豊橋市のうち賀茂町・ 石巻小野田町を除く地域	3,300円
支線水路分	(別途賦課) 新城市八名井地内の田・畑 八名井揚水機場及び金沢水田揚水機場掛り	3,500円
	(別途賦課) 豊橋市賀茂町地内の田 賀茂第4号分水工から第10号分水工掛り	2,000円
	(別途賦課) 豊橋市旧三村用水地区の田 花田・新栄・馬見塚・高洲・小向・青竹・富久縞・牟呂 *富久縞地区は、西ノ坪、中ノ坪、東ノ坪、北ノ坪を除く (豊橋西部土地改良区の揚水機場維持管理区域)	500円

### 地区除外決済金

地区	1,000㎡当たり
全地区の田・畑	158,000円

## 決済金とは？

農地転用等により地区除外をする場合は、土地改良法及び牟呂用水土地改良区地区除外処理規程により決済が義務づけられており、事業費並びに施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

つまり、決済金とは受益地に対し毎年、賦課金として負担していただくものを一時払いをもって負担していただく費用です。



MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 組合員のみなさまへ ご案内

## 賦課金について!

賦課金は毎年4月1日を基準に賦課されますので、相続、売買等により組合員資格交代の際は当土地改良区に届出する義務があります。

従いまして、届出がないと台帳は変わりません。

また、複数の土地改良区にまたがる土地を所有されている方は、お手数ですがそれぞれの土地改良区へ届出をお願いいたします。

届出に関するお問合せは下記の連絡先までお願いいたします。

## 口座振替について!

賦課金のお支払は便利な口座振替をご利用下さい。

右記の金融機関に口座をお持ちの方は、ぜひ口座振替をお願いいたします

金融  
機関名

- 愛知東農業協同組合 各支店
- ひまわり農業協同組合 各支店
- 豊橋農業協同組合 各支店

## こんな時には届出を!

※届出をいただけないと、従来のまま賦課金が賦課されます。  
法務局や農業委員会の手続きだけでは台帳変更ができませんのでご注意ください。

### ① 組合員異動届 (組合員資格の得喪通知)

1. 組合員の方が死亡した時
2. 農地の権利が移動(売買・賃貸借・交換等)した時
3. 経営移譲した時
4. 住所を変更した時

### ② 農地転用等の通知書 (地区除外の届出)

1. 農地転用(宅地・駐車場等)をする場合
2. 公共事業用地(道路・河川用地等)になる場合
3. 農地を他の目的(農用地以外)として利用し用水を使用しなくなる場合

※届出用紙は、当土地改良区のホームページからダウンロードできます。ご利用ください。

## 各種お問合せ先

muroyousui  
牟呂用水土地改良区

牟呂用水土地改良区 事務局  
〒441-1338 愛知県新城市一畝田字西浦7番地の2

TEL : 0536-26-0016 FAX : 0536-26-0445 E-mail : muroyousui@tees.jp